

■看護小規模多機能型居宅介護費

※法定代理受領の場合下記金額の1割～3割となります。但し、公費負担がある場合等は、その負担額による。

項目	①事業所と同一建物以外の登録者				②事業所と同一建物の登録者				
	単位	1割(円)	2割(円)	3割(円)	単位	1割(円)	2割(円)	3割(円)	
イ	要介護度1	12,447	13,542円	27,085円	40,627円	11,214	12,201円	24,402円	36,602円
	要介護度2	17,415	18,948円	37,895円	56,843円	15,691	17,072円	34,144円	51,215円
	要介護度3	24,481	26,635円	53,271円	79,906円	22,057	23,998円	47,996円	71,994円
	要介護度4	27,766	30,209円	60,419円	90,628円	25,017	27,218円	54,437円	81,655円
	要介護度5	31,408	34,172円	68,344円	102,516円	28,298	30,788円	61,576円	92,365円
短期利用居宅介護費*1日につき									
ロ	要介護度1	571	621円	1,242円	1,864円	*1単位は地域により異なります。 多摩市は1単位×10.88円により計算される金額が実際の介護費用となります。			
	要介護度2	638	694円	1,388円	2,082円				
	要介護度3	706	768円	1,536円	2,304円				
	要介護度4	773	841円	1,682円	2,523円				
	要介護度5	839	913円	1,826円	2,738円				

◎看護小規模多機能型居宅介護費について

- ① 通い・訪問・泊りサービスすべて含んだ一月単位の包括費用(定額)となります。
- ② 利用料金は、要介護区分により異なります。
- ③ 利用負担の割合は「介護保険負担割合証」に記載されている割合となります。
- ④ 体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画(ケアプラン)に定めたサービス内容に変更が生じた場合であっても割引や増額等はいたしません。
- ⑤ 月途中での登録又は終了した場合は、期間に応じて日割り料金をお支払いいただきます。
 - ・「登録日」…通い・訪問・泊りのいずれかのサービスを利用開始した日
 - ・「登録終了日」…当事業所との利用契約を終了した日
- ⑥ その他費用として、提供する食事及び泊りに係る、その他個人が必要とする費用は別途いただきます。
- ⑦ 3年に一度介護給付費等の改定があります。合わせて料金表の変更がございます。

◎短期利用居宅介護費について

- ① 利用料金は、一日単位の利用日数に応じた額となります。
- ② 利用料金は、要介護区分により異なります。
- ③ 利用者負担の割合は「介護保険負担割合証」に記載されている割合となります。
- ④ その他費用として、提供する食事及び泊りに係る、その他個人が必要とする費用は別途いただきます。

■各種加算

項目	単位	1割(円)	2割(円)	3割(円)	内容	算定時	
ハ 初期加算	30	33円	65円	98円	登録した日から起算して30日以内の期間について1日につき算定 30日を超える入院をされ再び利用を開始した場合も同様	全員	
ニ	認知症加算(Ⅰ)	920	1,001円	2,002円	3,003円	(Ⅰ): ①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催 ④認知症介護指導者研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定 (Ⅱ): (Ⅰ) ①~③を満たす (Ⅲ): 認知症生活自立度Ⅲ以上の方が対象 (Ⅳ): 要介護度2に該当した認知症生活自立度Ⅱの方が対象	随時
	認知症加算(Ⅱ)	890	968円	1,937円	2,905円		
	認知症加算(Ⅲ)	760	827円	1,654円	2,481円		
	認知症加算(Ⅳ)	460	500円	1,001円	1,501円		
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 ※短期	200	218円	435円	653円	短期利用: 医師が認知症行動・心理症状により在宅が困難であり緊急に短期利用が適当であると判断された方に対しサービスを行った場合に算定 1日につき算定し、7日間を限度	随時	
ハ 若年性認知症利用者受入加算	800	870円	1,741円	2,611円	若年性認知症の方が対象(65歳の誕生日前々日まで)	随時	
ト 栄養アセスメント加算	50	54円	109円	163円	管理栄養士1名以上配置。開始及び利用中の栄養状態を確認し厚労省へ報告提出。6ヶ月に1回算定	随時	

チ	栄養改善加算	200	218 円	435 円	653 円	トに加え、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問する場合に算定。1ヶ月に2回まで	随時
リ	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20	22 円	44 円	65 円	開始及び利用中の口腔の健康及び栄養状態を確認。6ヶ月に1回算定。	随時
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5	5 円	11 円	16 円	子または又を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認。6ヶ月に1回算定	随時
又	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	163 円	326 円	490 円	(Ⅰ)口腔機能が低下している利用者に対し、歯科衛生士、看護職員らが改善計画を作成し、サービスの提供を行った場合に算定。 (Ⅱ)(Ⅰ)の取組に加え、改善計画等の情報を厚労省に提出している場合。3ヶ月以内、月2回限度	随時
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160	174 円	348 円	522 円		
ル	退院時共同指導加算	600	653 円	1,306 円	1,958 円	当看護師等が退院時共同指導を行った際に算定。	随時
ヲ	緊急時対応加算	774	842 円	1,684 円	2,526 円	24時間連絡できる体制にあって、かつ、緊急時の訪問看護サービス、宿泊サービスを必要に応じ行うため算定	随時
フ	特別管理加算（Ⅰ）	500	544 円	1,088 円	1,632 円	特別な管理を必要とする利用者 (イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている 在宅気管切開患者指導管理を受けている 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している	随時
	特別管理加算（Ⅱ）	250	272 円	544 円	816 円	(ロ) 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 (ハ)人工肛門又は人工膀胱を留置している状態 (ニ)真皮を超える褥瘡の状態 (ホ)点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	随時
カ	専門管理加算	250	272 円	544 円	816 円	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	随時
ヨ	ターミナルケア加算	2,500	2,720 円	5,440 円	8,160 円	死亡日および死亡日前2週間以内に、2日以上ターミナルケアの実施で算定	随時
タ	遠隔死亡診断補助加算	150	163 円	326 円	490 円	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	随時
シ	看護体制強化加算（Ⅰ）	3,000	3,264 円	6,528 円	9,792 円	(Ⅰ) ①主治医の指示に基づく看護サービスの提供をした利用者の割合が100分の80以上 ②緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の50以上	随時
	看護体制強化加算（Ⅱ）	2,500	2,720 円	5,440 円	8,160 円	③特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の20以上 ④ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上いること ⑤登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届け出がなされていること (Ⅱ)①～③の掲げる基準が適合していること	随時
ソ	訪問体制強化加算	1,000	1,088 円	2,176 円	3,264 円	訪問サービスを積極的に提供する体制として、在宅生活を継続するための支援を強化している事業所に対して1月につき算定	全員
ツ	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200	1,306 円	2,611 円	3,917 円	(Ⅰ)：(Ⅱ)の要件を満たし、尚且つ、日常的に利用者に関りのある地域住民等の相談に対応する体制、必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成し、以下のいずれかを実施している事業所に対して1月につき算定 *地域住民との連携により、地域資源を効果的に活用 *障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、世代間交流の拠点となる	全員
	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800	870 円	1,741 円	2,611 円	*地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施 *市町村が実施するかよいの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業に参加していること (Ⅱ)：利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ随時、多職種その他の関係者が共同し、ケアプランの見直し。また、日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している事業所に対して1月につき算定	全員
ネ	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	3 円	7 円	10 円	(Ⅰ)：褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価すると共に3か月に1度評価実施。結果を厚労省へ提出。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた場合、医師、看護師、介護職員等が協働し褥瘡ケア計画を見直している場合。	随時
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	14 円	28 円	42 円	(Ⅱ)：(Ⅰ)にかかる基準を満たし、褥瘡が発生するとされた利用者に、褥瘡の発生が無い場合。	随時
ナ	排せつ支援加算（Ⅰ）	10	11 円	22 円	33 円	(Ⅰ)：排せつに介護を要するごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価すると共に、3ヶ月に1度評価し、その結果を厚労省に提出。評価の結果排せつに要する原因分析し、支援計画を作成。評価に基づき3ヶ月に1度支援計画の見直し。 (Ⅱ)：(Ⅰ)を満し、要介護の軽減が見込まれる状態又は状態改善 (Ⅲ)：(Ⅰ)を満し、要介護の軽減が見込まれる状態かつ状態改善	随時
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15	16 円	33 円	49 円		随時
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20	22 円	44 円	65 円		随時
ラ	科学的介護推進体制加算	40	44 円	87 円	131 円	利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出で算定	全員

△	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	109 円	218 円	326 円	(Ⅰ) * (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと * 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること * 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組 * 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ提供	全員
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11 円	22 円	33 円	(Ⅱ) * 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること * 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること * 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ提供	全員
ウ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	816 円	1,632 円	2,448 円	介護福祉士の割合が100分の70以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が100分の25以上 ※短期利用は1日につき算定	全員
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※短期	25	27 円	54 円	82 円		
㊦	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位(イ～ウを算定した単位数の合計) × 149 / 1000 × 10.88					全員

■その他の費用

項 目		内 容	料金(円)	キャンセルについて
非課税	宿泊費	1泊	4,000	利用当日8:30までに連絡をお願いいたします。
	食 費	朝食(1回)	430	利用前日17:00までに連絡をお願いいたします。 * 但し、急な状態悪化等(病気・気分不良)の場合や正当な理由がある場合は、この限りではありません。
		昼食(1回)	650	
		夕食(1回)	590	
おやつ費	おやつ(1回)	160		
税込	送迎・訪問交通費	事業所より半径5 ^{キロ} 以上(片道)	220	お気軽にご相談ください!
	日常生活用品費用	個人が使用する物は実費	実費	

※施設内でご利用頂く、日用品・教育娯楽品・洗濯・寝具委託費など、利用者様に負担して頂くことが適当と認められるものについては実費とさせていただきます。